

労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定の取り扱い

厚生労働省の事務連絡が発出され、令和 8(2026)年 4 月 1 日からの被扶養者認定および適否に係る確認（検認）において、従来通りの判定方法に加え、新たに「労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類」および「給与収入のみである」旨の申し立てによる判定方法が追加されました。

1. 対象者

- ・給与収入のみの方（年金収入、事業収入、その他の収入がある場合は対象とはなりません）。
- ・契約期間が 1 年以上で、労働契約内容により年間収入が判定できる方（シフト制など労働時間の記載が不明確な場合は対象とはなりません）。

2. 年間収入の確認方法

通知書等で規定されている内容（時給、労働時間、年間日数、明確な規定がある交通費などの諸手当）から算出した年間収入の見込額（労働契約段階では見込み難い残業や賞与等の臨時収入は除く）が基準額の 130 万円（※）未満であれば原則として認定することとなりました。

見込み難い賃金等により結果的に年間収入が基準額を超えることになったとしても、社会通念上妥当である範囲に留まる場合は、引き続き被扶養者として認定されることになります。

（※）19 歳以上 23 歳未満（被保険者の配偶者を除く）は 150 万円

60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円

3. 必要な書類

【扶養申請】

- ・扶養申請の書類に加えて、「労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類」
※「生計依存関係調書」の(3)の給与収入のみであることの確認欄の記入が必要です。

【検認（被扶養者確認調査）】

- ・確認調査の添付書類に加えて、「労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類」と「給与収入のみである旨の申立書」

※労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、契約内容が確認できる書類を速やかに提出してください。また、その他収入状況が変動した場合は速やかにご申告ください。